

## 内藤莞爾の社会学 その3

——社会学的末子相続の研究——

三浦典子

### 1. はじめに：社会学講義ノートより

私が九州大学文学部で、社会学を専攻して社会学研究室に所属し、社会学の専門授業科目を受け始めたのは、昭和41年後期からである。それ以降、4年生になるまでの内藤莞爾先生の社会学講義ノートが手元にある。

昭和41年後期の社会学講義は、まず家族の考察から始まった。L.H.モルガンの『古代社会』やF.エンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起源』とともに、A.コントを例にして、家族は、国家を形成する基礎的な社会であり、個人と全体社会を結びつける媒体として重要であることが述べられた。そして、家族を研究する学問分野には、家族法（民法）、家族制度（歴史学）、経済学および社会学があるとされ、講義は「家族社会学」の問題点へと進んだ。

社会学は、一般的に集団に興味をもち、家族を特定の集団として観察する。家族の規模や構成員などの素材（structure）すなわち「家族構成」と、家族という集団の活動の様子（function）すなわち「家族制度」を研究することになるが、structureとfunctionは便宜上の区別であって、具体的な家族生活においては、両者は表裏一体をなす。

また、実際の家族と法律に定められた家族とは区別しなければならず、社会学では実際の家族を対象とする。現在では法律的には、夫婦家族が優先しているにもかかわらず、農村部では直系家族がみられ、家族成員の平均値には地域的にかなりの差がみられる。一般的に、農村部に比べて都市部ほど平均人員は少なく、都市化と世帯人員との間には相関関係がみられる。

ところが昭和40年の国勢調査の結果にもとづいて九州各県の平均世帯人員をみると、最も都市化が進んでいると思われる福岡県は4.10人、それに対して佐賀県は4.70人であるが、なぜか鹿児島県は3.88人と福岡県以上に世帯人員は少なくなっている。都市化の程度のみならず、地域の経済的要件や生活程度の影響なども考えられなければならないことが指摘された。

また家族は、衣食住を共にする生活共同体である側面と、一種の歴史的イメージである「家」という側面があり、相続についても、「世帯を相続する」遺産相続と「家を相続する」家督相続があり、これまでは「家の相続」が重視されてきた。

この講義の数年前、東京大学で、「大字」地域からサンプルが抽出され、日本文化の地域類型化が試みられ、「文化地図」が作成された。その結果、全国に共通した慣行と地域的に偏った慣行があることが示され、相続について西日本地域に多くみられる慣行は、「末子相

続」と「選定相続」であり、西日本地域では、本分家関係が永続せず、父方、母方の区別もあいまいになっているという。

民法学者の川島武宜は、農林省が農家相続について行った全国調査の結果から、農地の所有者（相続人）が非長子というのは、全国的には例外であるにもかかわらず、九州の北部福岡県と南部鹿児島県を取り出して比較してみると、鹿児島県には特に長男以外の相続の傾向がみられることを指摘している。

内藤自身も、昭和36年の九州大学学術調査として、鹿児島県の甑島で行った調査結果<sup>1)</sup>から、特に下甑村では、長子が別に家を構えており、相続は長子でなければならないという長子相続が制度化されておらず、長男に両親扶養の義務があることも確立していない。財産分与も、甑島では、分与は行われているが、配分の割合についてのルールがないこと、さらに、位牌が置かれている場所、祖先祭祀の担当者、あるいは親の葬儀を行う喪主が誰であるかを相続人の決め手とすると、甑島では、最後に親と一緒に生活していたものが相続人であると考えられていることに気づいていた。

こうして、社会学講義の焦点は、西日本地域に特徴的であると思われる、長子相続とは異なる相続に向けられていった。

## 2. 末子相続調査に先立つ予備的考察

### (1) 多様な相続形態

内藤の社会学講義では、相続調査の結果得られたモノグラフの紹介が多くなされていったが、それに先立って、末子相続や不定相続に関する既存の理論や研究が紹介された。わが国において、最初に末子相続があることを提示したのは、民法学者である中川善之助である。

末子相続に関する記述は古くは旧約聖書にみられ、中川は、末子相続の慣例のみられる要因に関して、2つの説、すなわち W.ブラックストンの説を補強した Sir J.G.フレーザー（民族学）の「開拓説」と、P.ヴィノグラドフ（法制史）の「貧困説・出稼ぎ説」があることを紹介した。そして、『全国民事慣例類集』における諏訪地方の記述に、末子相続が行われたことや、長子相続制度が浸透していない地域があることを見出して、フレーザーの開拓説とヴィノグラドフの貧困説を諏訪地方にあてはめてみた。

その結果、諏訪地方の地域によって、2つの説がいずれもあてはまる。すなわち、土地条件との相関がみられ、開拓地がある「山浦」は、新開地に子供が大きくなった順に出ていき、開拓説のフレーザー型が適用され、「下筋」は、出稼ぎ的に長子が分家していき、どちらの説も適用できるという。

また相続形態に関して、東北地方においては、末子相続とは異なる変形の相続といえる「姉家督」がみられる。農業経営に影響を及ぼす労働力の補充という意味で、初子が女子の場合、婿取りが手っ取り早い。しかし、長子が成長すると、姉夫婦を分家させる中継相続もある。

第 3 の変形相続として、隠居制と表裏一体をなす父分家がある。父が分家して隠居の手続きをとると、長子が家督を継ぐことができる。次男が分家して親が次男の家に入って新たにできた家を隠居という。次男が結婚すると父はまた分家する。

戸籍簿をあとづけてみると、明治民法では長子家督相続を規定して、末子相続を制限していたが、実際には、親は末子などにかかっており、実際の相続形態は、法律とのズレがみられ多様なものが存在していた。

日本文化には制度としての支配者の文化と、基層的な古民文化（農民的文化）があり、古民文化は、姻族を軽視せず、双系性がみられ、個人を中心とした親族集団で、核家族が顕在化してくる。親族集団はあるが、核家族よりは後退した地位にある。この古民文化は地域によりそれぞれ異なっているのである。

## (2) 末子相続とかかわる諸要因

次いで、末子相続が現れやすい、末子相続になりやすい、末子相続を支えている文化的要件、歴史的要件や社会経済的要件に関心が向けられていった。

たとえば五島列島のカトリック村落に末子相続が多いのは、宗教的な平等主義、家族計画がタブーで子供が多いこと、カトリック信者においては聖職者になることが最大の名誉で、長子が聖職者になれば、その結果長子相続制度が崩れていくこと、などが想定される。

地域的な特徴として、畑作地帯は、水規制がないので、家関係を通じての権力システムを必要とせず、地域共同体的な規制が弱い。漁村は、代分けとして利益が配分され、早くから独立しうる経済的条件があり、若くして独立できるので家の分裂がなされる。

このように様々な要件が考えられるが、まず第 1 に家族の貧困が考えられねばならず、同一文化地域においても、階層別に相続制の差異が現れるのではないか。また、文化的要件と社会経済的要件は、それぞれどのくらいのウエイトでもって相続形態にはたらきかけているのかも問題とされた。

加えて、人間関係的な側面から相続をみると、父子間の年齢差によって、子供が成人した時に、父が隠退の時期に達していないと、労働力に余裕があり、近くに未墾地や労働市場があれば、長男が分家して父との別居が現れる。親子の夫婦の同居は家庭内にコンフリクトが生まれることから、同居しないという慣習もある。

講義ノートを紐解いてみると、私の受講した社会学講義は、ちょうど末子相続に関する調査研究が始められた時期で、その調査も明確な仮説をもってフィールドに出かけるというより、末子相続に結び付くと思われる様々な要因に関して、試論的に模索が行われたことが窺われる。

## 3. 末子相続調査の概要

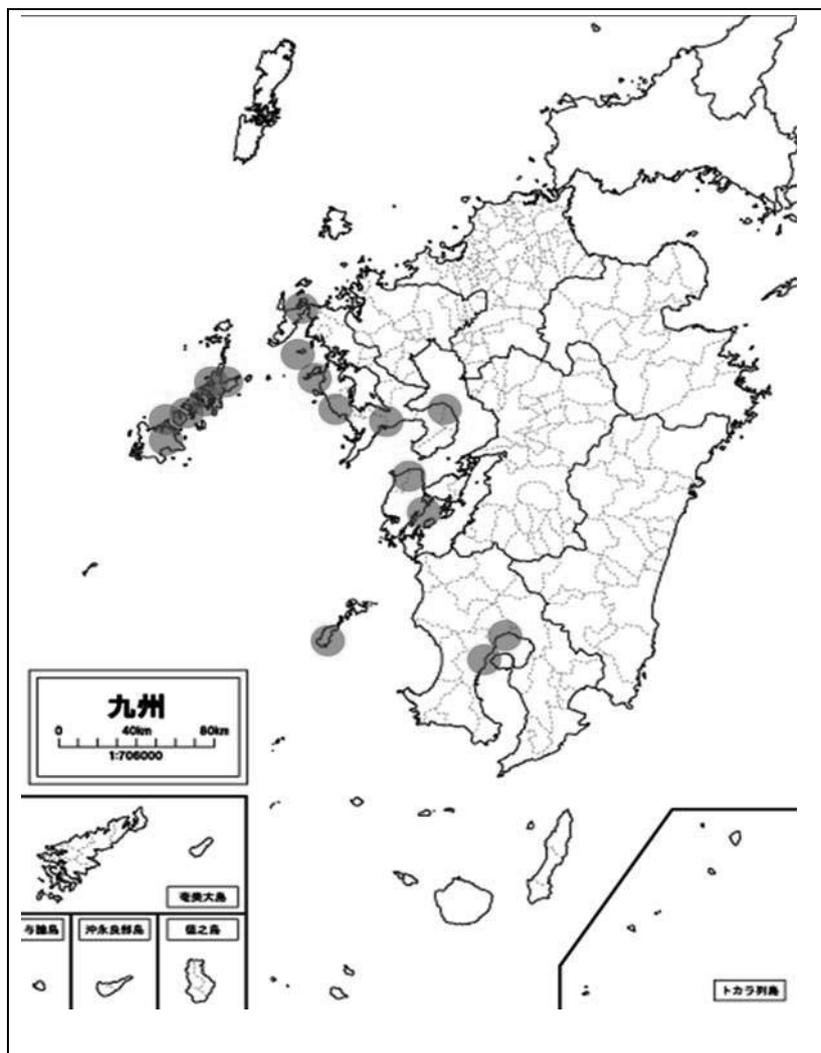
### (1) 末子相続調査地域の概要

内藤の研究は、昭和 40 年代以降、末子相続の実証的研究に全面的に集中していく。

その結果が、40本におよぶ実態調査報告と著書『五島カトリックの家族分封』（北川基金刊行会、昭和45年）、『西南九州の末子相続』（塙書房、昭和46年）、『末子相続の研究』（弘文堂、昭和48年）、『五島列島のキリスト教系家族——末子相続と隠居分家——』（弘文堂、昭和54年）である。

内藤が相続に関する調査を実施した地点の全容を図示したものが図1である。相続に関する実態調査は、長崎県の西海岸と五島列島を中心に、熊本県、鹿児島県の西南九州に広く及んでいることがよくわかる。

図1 相続調査地域 (調査地点●印)



内藤先生は、われわれ学生に、調査が終了すれば「記録していないような細かなことを忘れないうちに直ちにモノグラフを書いておくように」と口癖のように言っておられたし、調査後に刊行された論文から推察すると、およそ表1のような順で調査が行われたと思われる。

表 1 内藤莞爾相続調査研究の概要

	相続に関連する調査記録	研究記録(著書 シンポジウム等)
昭和 40年	長崎県北松浦郡田平町平戸口	
41	熊本県天草郡新和町大多尾 ~43年	
42	長崎県北松浦郡黒島、九十九島 長崎県諫早市有喜町天神	科学研究費総合研究「西北九州におけるカトリック・キリシタンの総合研究」分担者 (研究代表者 野村暢清)
43	長崎県北高来郡江ノ浦 鹿児島県始良郡加治木町 鹿児島県鹿児島市吉野村	日本民族学会 第7回研究大会(東洋大学)
44	熊本県天草郡五和町二江 長崎県南松浦郡上五島町青方青砂ヶ浦	
45	長崎県南松浦郡新魚目町上小串・上立串	日本民族学会・日本人類学会 第24回 連合大会(久留米大学)
46	鹿児島県甑島再訪 熊本県天草郡新和町大多尾再調査	『五島カトリックの家族分封』北川基金会
47	鹿児島・宮崎 長崎県五島列島	科学研究費助成総合研究A「末子相続の総合的研究」(研究代表者) 『西南九州の末子相続』御茶の水書房
48	長崎県南松浦郡新魚目町補足調査 長崎県南松浦郡岐宿町楠原、水ノ浦 長崎県南松浦郡奥浦村平藏郷浦頭 長崎県南松浦郡若松島土井ノ浦、里ノ浦、檜ノ口 長崎県南松浦郡奈留島檜木山 ~50年 長崎県南松浦郡久賀島内上ノ平 長崎県福江市下大津郷岸ノ上 長崎県西彼杵郡外海町黒崎郷河内	『末子相続の研究』弘文堂
49	上五島キリシタン地域	文学博士授与(早稲田大学)
50	長崎県南高来郡国見町 熊本県天草郡五和町二江	西日本文化賞受賞(西日本新聞社)
51	長崎県福江市下大津郡岸ノ上再訪	日本社会学会 会長講演 「いわゆる西南型家族について」
52	五島キリシタン故地	
53	長崎県五島列島若松島 長崎県西彼杵郡黒崎郷	
54	長崎県五島列島奈留島	『五島列島のキリスト教系家族』弘文堂
55	九州大学定年退職	九州大学最終講義「末子相続事始」

\*調査は複数年にわたって行われているものもあるが、表1は、調査に着手した年を中心に示した。  
相続に関する現地調査は、九州大学退職とともに終了している。

## (2) 相続調査への取り組み

晩年、内藤自身が九州における 50 年間の研究の軌跡を語ったところによると<sup>3)</sup>、末子相続を初めて体験した調査は、昭和 36 年、九州大学が「学術研究会」をスタートさせ、東シナ海の離島甌島がフィールドとして選ばれ、共同研究者である教育学部の吉田禎吾（人類学）と相談して、下甌島を調査したことに始まる。この時初めて、「いわゆる末子相続」に出会ったと述べている。

それまで民俗学等の文献で、九州の西南部に末子相続の慣行があることは知っていたが、その当時、関東で育った先生は「長子家督相続」という既成概念にとらわれて、次男が跡をとっていたり、親が 3 男のところにいる事実を知っても、それは長子相続がうまく行われないこととしか考えなかったという。さらに、甌島の調査は村を調査対象としていたが、村にある家の現象を深く掘り下げなかったことを悔やんでおられる。

また、『村落社会研究』に所収された川口諦の論文「鹿児島農村の家族形態と土地所有」（昭和 40 年）に、大きな刺激を受けたという。この論文は相続慣行がテーマとされており、鹿児島の農家では男子は成人になるとともに家を出ていき、父親の跡はどの子が継いでもよく、末子相続になることもあり、どの子も継がなくてもよく、高齢者だけの隠居世帯がみられ、世代継承に関して一定のルールがみられないことが述べられていた。

内藤は、川口諦は経済学者であるが、この論文はきわめて社会学的である。しかし、残念ながら裏づけとなる資料を欠いている。社会学的研究のためには裏づけとなる資料が必要であると考え、末子相続慣行に関する調査を、長崎県北松浦郡田平町平戸口や熊本県天草下島の漁村からスタートさせたという<sup>4)</sup>。

この 2 つの地域は、明治初年の『全国民事慣例類集』において、分家慣行の記載がみられる地域である<sup>5)</sup>。その調査報告論文が、「いわゆる末子相続の分析——ふたつの漁村の比較研究——」（野口英子・土居平との共著であるが、論文末尾に、論文の構想と執筆は内藤先生で、資料の収集と整理が野口、土居とある、昭和 40 年）と、「末子相続の家族関係的分析——熊本県天草郡新和町大多尾——」（野口英子との共著、昭和 41 年）である。

これらの九州西南部にみられる特異な末子相続慣行の調査は、「家族制度論」に対して批判を提示してみたいという目論見をもって始められ、今後の問題展開の足掛かりを得ようとするものであったと述べている。

内藤は、特異な末子相続は、末子相続制度としてあるのではなく、ケースバイケースでみられることから、「不定相続」と呼ぶことにしたという。そして不定相続を生み出す要因として、「文化型」と「村落体制」が考えられ、第 3 に家庭内の人間関係を想定した。特に、第 3 の家族構造の文脈において、①子供が多いこと、②父子の年齢差が小さいこと、③長男が出ていくと、次男以下も次々と分家して、結局、跡とりは末子になることを仮説として、調査した相続戸の実態を計数処理していった。

### (3) 社会学的相続調査の手順

内藤は、法社会学や民俗学における相続調査とは異なる、社会学的調査研究を強く意識していた。その基本的な視点は、相続の慣行を調査することが目的であり、慣行がみられるのはそれぞれの地域であるので、いわゆる「村」を調査対象とした。

調査はまず、「村」の自治体に対して相続調査を行うことへの了解を得ることから始まる。いわゆる調査地の設営である。その村の相続の実態に関して、その村にある現住戸に対して悉皆調査を行うために、家系図を構成し、住戸を相続戸と分家に分け、相続戸に対して聴き取り調査を実施する。

われわれ調査協力者は、役場で戸籍簿を前に、先生の「おかしいと思われる家を見つけろ」と言われながら、家関係を構成する作業を行った。「おかしい家」とは、たとえば戸籍に記載された親の死亡届を役場に提出した子供の続柄が、長子以外であれば、長子相続とはズレた家であるかもしれないのである。おかしい家を見出しながら、現住戸の家関係図づくりを終え、それを持参して、詳細な相続の実態の聴き取り調査を行っていくのである。

現在では、学術研究のためといえども、役場で調査協力を得られたにしても、役場で現住戸の家関係の構成図を作成することは不可能に近い。半世紀前ゆえに可能だった調査手法であったが、役場の協力なしには成立しえない調査研究であったことはまちがいない。

以上が、内藤の末子相続研究の全体像を知るための予備的考察である。

## 4. 社会学的末子相続の研究

### (1) 調査研究を支えた経費

現地調査のためには調査経費が必要で、経費に関して特記すべき点は、文部省科学研究費総合研究「西北九州におけるカトリック・キリシタンの総合研究」（研究代表者・九州大学教授 野村暢清）の研究分担者として、昭和 42 年に長崎県黒島（現・佐世保市）において実態調査を実施している。次いで、それを補うような調査を、独自に長崎県上五島町で実施している。

昭和 44 年と 45 年に実施された五島列島の中通島青砂ヶ浦のカトリック家族の調査結果をまとめて発行されたのが『五島カトリックの家族分封』（北川基金刊行会、昭和 45 年）である。

多少横道にそれるが、「北川基金」は、九州大学文学部社会学専攻の学生であった北川順子さんが、昭和 39 年に卒業を目前に病気で亡くなられ、ご家族から研究に役立ててほしいと研究室に多額の寄付がなされ、それを原資としたものである。現在、日本社会分析学会として活動している学会の前身の「九州大学社会学会」は、このことをきっかけとして誕生した組織である。したがって「九州大学社会学会」は、同窓会と学会とを包み込んだような組織であった。その後それぞれ分離して、社会学同窓会と社会分析学会が誕生したのである。

「北川基金」は、文学部において管理されていたが、学会活動ではそれほど経費を使うようにはならず、「いつまでも預かっておくのは」と言われ、刊行会として本書を出版したとのことである。本書は文学部社会学研究室で刊行した非売品である。

その後、内藤先生自身が研究代表者となり、昭和47年度科学研究費総合調査Aの補助金を得て、相続慣行に関する調査研究「末子相続の総合的研究」が、五島列島のカトリックにかかわる地域に集中して行われていった。

## (2)『哲学年報』(九州大学文学部紀要)にみる末子相続調査の軌跡

先生は調査を終えると、直ちにモノグラフを執筆しておられたので、毎年確実に刊行される九州大学文学部の紀要『哲学年報』は、その年の研究成果の格好の発表場所であった。相続調査を集中して行われた時期の先生の軌跡を知るために、まず、『哲学年報』に執筆された論文を列記しておきたい。

- ・第27輯(昭和43年)「相続形態の試論的分析～いわゆる末子相続を基軸として～」
- ・第28輯(44年)「いわゆる末子相続の家族分封」
- ・第29輯(45年)「末子相続研究序説」
- ・第30輯(46年)『『家』と末子相続に関する覚書』
- ・第31輯(47年)「カトリック漁民の家族分封」(土居平共著)
- ・第32輯(48年) E. ボンヴァロ「アルザス地方の末子相続制」(翻訳)
- ・第33輯(49年)「上五島キリシタンの家族分封」
- ・第34輯(50年)「天草漁家の家族周期」
- ・第35輯(51年)「五島の隠居制家族―隠居と再隠居―」
- ・第36輯(52年)「キリシタン故地の家族慣行」
- ・第37輯(53年)「若松島の家族分封―キリスト教系島民の場合―」(坂本喜久雄共著)
- ・第38輯(54年)「奈留島キリシタンの家族分封」(野口英子共著)

昭和43年の「相続形態の試論的分析」は、論文の「はじめに」にも書かれているように、相続慣行を調査するにあたって、「問題点を整理するために」書かれたものである<sup>6)</sup>。

まず、法制度化された相続は、明治民法以後、家督相続に一元化されてきた。抽象的には「家」の観念の家督相続ということになるが、それには3つの指標が考えられる。

1つは、家屋敷・家名・位牌など、いわゆる家の象徴とみられるものを承継すること、2つは、親の老後を扶養すること、3つは、親の葬儀、あるいは祖先・亡親の供養を行うことである。長子家督相続においては、これら3つが揃って、承継者=扶養者=祭祀者となっているが、いわゆる末子相続地帯においては、この3つがすべてそろっていない。家督相続と末子相続とでは、同じ相続という言葉は使われていても、相続の性格をまったく異にしている。

また、特殊な相続慣行として、末子相続以外にも姉家督や隠居分家の慣行がある。姉家督は長子家督への移行中の形態と思われるが、いずれも法制度的には逸脱した慣行で、このことから内藤は「不定相続」という用語を用いることにしたという。

民俗学者や民族学者は、歴史的、地域的、階層的にこれらの多様な不定現象を扱っているが、共通している点は、「家」という観念が育ちにくいという点である。また、末子相続と隠居分家において最大の共通点は、財産の分割を伴っている点である。

先行研究によると、貧困という家族内要因と、開墾の余地の有無や労働市場の展開などの外的要因も、この種の相続形態を生み出す要因として考えられる。

とりあえず、末子相続や不定相続の特徴を整理すると、①直系家族が成立しにくい。核家族への傾向がある。②本分家といった、家関係のヒエラルヒーが成立しにくい。③相続・分家に際しては、財産の分与を伴う。しかもこの分割は、均分あるいはそれに近い。したがって跡とりの特権が希薄であるとなり<sup>7)</sup>、このような特徴を生み出す内的要因と外的要因とを考慮しながら、それぞれの末子相続地域の慣行を調査する「具体的な仮説」が掲げられることになる。

### (3) 末子相続調査研究の集成

相続慣行に関する現地調査によって作成されたモノグラフは、『末子相続の研究』（弘文堂、昭和48年）の根幹をなしているが、本書は、これまでの相続研究を集約したものである<sup>8)</sup>。いうなれば、内藤自身による「社会学的末子相続研究」の一応の総括である。その具体的な内容については本書に譲るとして、ここでは目次を列記することによって、その概要のみを示しておきたい。

#### 第1部 一般編

- 第1章 研究史の展開
- 第2章 末子相続の時代的位置づけ
- 第3章 末子相続の地域的分布
- 第4章 相続形態の分類
- 第5章 現地報告の検討
- 第6章 末子相続の概念
- 第7章 末子相続形成の基盤

#### 第2部 実態編

- 第1章 海村の末子相続
- 第2章 天草漁村の末子相続
- 第3章 西九州農村の末子相続
- 第4章 鹿児島農家の末子相続
- 第5章 離島カトリックの末子相続
- 第6章 五島カトリックの家族分封

内藤が本書で提示した問題提起は、すでに述べたように、長子家督相続制度からは逸脱した偏倚例の分布を通して、日本の家族制度を再検討するところにあった。すなわち、日本の家族を「家」として規定する通説から逸脱した家族が存在していることを、実態を踏まえて、社会学的に証明するところがあったといえる。

「社会学的分析の特徴」として内藤が提示したのは、①家族内の人間関係に注目し、家族周期の視点を取り入れること、②事例を提示するだけでなく、計数的にとらえる努力をすること、③そのためには、旧村＝部落を取り上げて相続家族の悉皆調査を行う点にあった。

研究者個人ではこのような調査研究はできず、九州大学社会学研究室に所属していた助手や大学院生、さらには卒業生も協力して現地調査が行われた。先生自身も、研究室の諸兄姉、および在学生諸君の手をわずらわせたので、成果そのものは研究室の共同所産と考える、と述べておられる<sup>9)</sup>。

末子相続の研究を総括した『末子相続の研究』は、早稲田大学に学位請求論文として提出され、昭和49年10月に文学博士の学位（早稲田大学 第385号）が授与された。さらに、昭和50年11月には、西日本新聞社主催の「西日本文化賞」の受賞につながり、本書は、内藤先生の社会学的研究の金字塔となった。

昭和51年10月には、先生は日本社会学会の会長に選出され、その会長講演のテーマも「末子相続の研究」であった。

## 5. 五島列島調査

日本の家族制度論を再検討するという目的で始まった相続調査研究は、この時期になると、末子相続を含む多様な相続形態が各地に散見されることを実証的に明らかにすることで、ほぼ目的を達成したと考えられ、その後、特定地域における特定の対象、すなわち長崎県五島列島のキリスト教系家族を対象を絞って調査研究が行われるようになった。

昭和47・48年度の科学研究費によって、五島列島のキリスト教系家族に関する調査が集中的に行われ、これらのモノグラフを集約して、『五島列島のキリスト教系家族——末子相続と隠居分家——』（弘文堂、昭和54年）が出版された<sup>10)</sup>。

本書には、五島列島のすべての島、具体的には、中通島（キリシタン）、若松島（キリシタン及びカトリック）、奈留島（キリシタン）、久賀島（カトリック）、福江島（カトリック）に加えて、コントロールグループとして、五島のキリスト教系島民の母村である長崎県西彼杵郡外海町（キリシタン及びカトリック）と福江島の仏教徒の村落の2か所が取り上げられている。

本書では、キリスト教系家族の相続・分家の慣行を、「家族分封」という用語を用いて、分析フォームを統一して比較研究を行うことが目論まれている。また、長崎県、五島列島におけるキリスト教の歴史と、歴史に翻弄されたキリスト教徒の地域的移動も視野に入れている。

家族分封の実態を分析する統一的フォームは、まず、藩政期における長子相続から逸脱した旧慣の検出が、「戸籍帳」や「除籍簿」などを用いて行われる。

さらに資料を整理しながら、家屋敷の授受に関して、長男が家の継承者であるかどうか、家を継承したにしても、親がその家にとどまったか、親は家族を伴って別の家に移ったか

によって、家族分封の類型化を試みる。

家族分封の類型は、A長子相続、B隠居分家、C末子相続、混合型D、混合型Eの5つで、DとEは、B、Cの変形で、長男が元家に住むか、新しい家に住むか、およびB、Cどちらの類型からその家の相続が始まったかによって、便宜的に区別されたものである。

そのうえで、それぞれの地域の、少なくとも1つの部落の居住戸の悉皆調査が行われていくのである。

それぞれの地域の詳細な調査結果の分析は『五島列島のキリスト教系家族』に譲ることとして、昭和56年に内藤が『九州人類学会報』で述べた「五島列島のキリスト教系家族に関する社会学的分析の結果の概要」を紹介しておきたい<sup>11)</sup>。

- ①五島列島には5千余戸のキリスト教系家族があり、五島全居住戸の17%強に当たる。カトリックが11%、隠れキリシタンが6%強である。かれらの祖先たちは、近世の終わりに長崎本土の西海岸から移住してきた。長子相続は約2割、あとは末子相続と隠居分家とその亜型に属している。カトリックと隠れキリシタンという信仰別の差異はみられない。
- ②当地の慣行は、特に末子相続に傾斜するものではなく、跡とりの続柄にはこだわらないという印象を受ける。続柄の問題より、完全隠居が高率を占め、親は独立した隠居世帯を維持して生涯を終わる。近代家族のように家族集団は夫婦1代限りで消滅して、核家族が順次分出する。こうした家系が4割に達している。
- ③日本的家族すなわち「家」のイメージは薄く、これを裏づけるように、相続財産は諸子均分が過半を占める。長男が相続した事例において、相続人が一括＝単独相続というのは1割程度で、長男相続は2割程度である。この状況もカトリックと隠れキリシタンの別はない。
- ④このような特徴を、一部の人たちはキリスト教の教理に求めようとする。すなわち祖先崇拝の教理を欠き、人は神の前に平等であるというヒューマニズムがとりあげられ、均分相続の精神的支柱になったとする。これを否定するだけの宗教的知見、五島列島の教理的知見はもたないが、類似した慣行は、五島のキリスト教系家族だけのものではなく、奄美・薩南諸島から鹿児島に上陸し、九州の西海岸を北上して五島列島に達したと考えられ、宗教を離れて、「地域」の慣行として定着している。
- ⑤対象家族の相続的性格をはっきりさせるために、コントロールグループとして、同信仰・異地域（外海町黒崎郷）、異宗教・同地域（福江島仏教徒村落）をみると、黒崎郷には、現在もカトリックと隠れキリシタンが共住しており、末子相続はみられるが、隠居分家はみられない。福江島仏教徒村落には、分牌式の隠居分家はみられるが末子相続は発見できなかった。

五島列島のキリスト教系家族は、母村から末子相続の慣行を持ち来り、民俗学者が言うような五島列島の伝統的な慣行である隠居分家の方式を、五島列島に定住して学びとった、という仮説を提示することができる。また、末子相続も隠居分家もいわゆる「家」の相続

からは離れており、末子相続は隠居分家に変容することが可能であったと考えられると、内藤は集約している。

## 6. 九州大学文学部最終講義

内藤先生は、昭和 55 年 3 月の定年退職を迎えられる前に、心筋梗塞で倒れられたが、驚異的な生命力で快復され、1 月の最終講義は医師の立会いのもとに執り行われた。最終講義のテーマは「末子相続事始」で、その内容は、内藤莞爾教授退官記念事業委員会によって出版された『社会学論稿』（御茶の水書房、昭和 55 年）に収録されている。

最終講義では、「末子相続」はイギリスの民族学者フレーザーが、旧約聖書の中で、『創世記』第 25 章のヤコブの物語の中に末子相続を発見したことに始まり、日本において末子相続の慣行を発掘したのは中川善之助で、九州ではなく長野県の諏訪地方で、江戸時代の「宗門人別改帳」を縦につなげて、アトトリが長男ではなく末子のところに並んでくるところを見出したことに始まる、と話し始められた。

明治 10 年と 13 年に出版された『全国民事慣例類集』には、それぞれの地域の慣行が記されているが、「長男を分家させることがある」とされている地域が、全国で 8 か所あり、それは信濃国佐久郡、尾張国愛知郡、大和国芳野郡、備中国窪屋郡、土佐国土佐郡、日向国臼杵郡、肥前国高来郡、肥後国彼杵郡である。鹿児島については記述がないが、西南戦争で慣行調査どころではなかったと思われる。

九州の 3 か所では、「長男を分家し末子に相続させること多し」と明記されており、明治政府も認めるほど、末子相続制度は定着していたとしか考えられない<sup>12)</sup>。

フレーザー説の延長で考えれば、末子相続地域は畑作地域と重なり、経済・経営の合理性に反してヒューマニズムに基づいて土地を均分制で分割したために、貧農に甘んじざるを得なかったといえる。

新民法では女子も含めて均分相続となっているが、西南九州の末子相続の慣行は、古典的な近代家族であったということになる、と講義は締めくくられた。

## 7. 内藤莞爾の末子相続から何を学ぶか

九州大学を退職後、先生は東京の立正大学に赴任された。それまで九州の地であって、フィールドと向き合いながら研究をしてこられたが、「この方面の研究は中止せざるをえないことになった」と思われた。その後九州に戻られて、「とたんに残しておいた末子相続の研究が懐かしくなった」と言われ<sup>13)</sup>、1998 年に私家本『末子相続研究前史——中川説の鹿児島への適用——』と、1999 年に『いわゆる「末子相続論争」について 付論 不定相続に関する 2.3 の所見』を、相次いで出版された。いずれも 20 年前にほぼ草稿は出来上がっていたとのことである。

『末子相続研究前史』には、日本における末子相続の研究は、昭和 10 年代の前半に始まり、柳田国男門下の民俗学者たちの文献は無視することはできず、相続形態を「特殊慣行」

としてとらえて、特殊慣行のみられる地点を発掘した。これに対して中川善之助は、諏訪地方にみられる慣行の発掘とともに、実定法学の立場から、この慣行を理論的に整備したと述べられている。

内藤によると、昭和 10 年から 40 年までの末子相続の研究は「研究前史」であるという。『末子相続研究前史』では、中川説の相続理論を検討し、諏訪地方における相続理論の展開をフォローし、中川説の鹿児島への適用を、野久尾徳美の研究を手掛かりに試みている。

いわゆる前史の期間中、中川説は指導的な役割を果たしてきたが、それらの研究は、末子相続の特質を、相続する「人」にではなく、相続財産という「物」に求めている。家族構成や家族周期に視点を置いた末子相続の研究は、内藤社会学に始まることを暗に示唆している。

『いわゆる「末子相続論争」について』は、30 年ほど前に、武田旦対野口武徳論争と武田旦対山路勝彦・渡辺欣雄論争の 2 つの論争があり、内藤説に対して論争が挑まれた訳ではなく、いうなれば、民俗学対民族学の論争であったが、内藤の研究が引き合いに出されていたことから、先生も、自らの立場を明確にしてコメントを出さねばならないと準備しておられたものを、整理して『私家本』の形で世に問われたのである。

これらの私家本の出版をみると、末子相続の研究に対する熱意を最後まで持ち続けられておられたことがよくわかる。いいかえれば、足で稼いだモノグラフの積み重ねによって到達した「社会学的末子相続の研究」に対する、誇りと思いが持続していたといえる。

内藤莞爾の末子相続の研究は、制度的な家族論に対して、実際の家族の営みにはズレがあることを提示することによって、制度論を批判しようとするところから始まったが、キリスト教系家族の相続慣行を追い続けることによって、いつしか、土地を追われた移動者が移住地で生活を確立していくなかで、母村の相続慣行と新たな土地の相続慣行とを微妙に融合させながら、長子家督相続とは異なる相続慣行をもつに至った、言うなれば「抵抗」の姿を書き留めるように、内藤の取り組みは変化してきたように思われる。

しかし、傍目にみれば「抵抗」の姿にみえるかもしれないが、それぞれの家族においては、もっともやりやすい方法をとった、自然の成り行きであったように思える。

内藤先生自らが、東京の地から遠く離れた九州の地での生活を強いられるようになり、講義の中では何となく、中央に対する周辺からの抵抗のようなものを感じていた。しかし、九州の地をフィールドとして歩きながら、九州での調査を重ねながら、次第に九州の地になじんでいかれた姿が、移動による相続慣行の変容という先生の解釈と重なって見える。

末子相続の研究は、昭和 30 年代が準備期、40 年代が最盛期、50 年代以降は退行期の印象をもっているが、この退行期においても、高齢化社会を迎えて、相続慣行を高齢化に絡めて眺める視点、社会福祉の観点からの新しい胎動が感じられると述べておられる<sup>14)</sup>。

あえて言えば、末子相続の研究で明らかにされた、権力や法規制に拘束されない、あるがままの家族の内的条件による姿が、財産を分割した小家族化となるという主張は、今日、

法制度の変化と都市化の進展という外的条件によって、核家族化が進展することを先取りしていたようにも思える。

末子相続の研究には、「家」という制度的な合理性を排して、あるがままの家族愛に基づいた合理性が強調されていたが、法制度が、平等、均分が原則となった今日、家族そのものの合理性を追求すれば、はたして家族はどのようなかたちになるのであろうか。

いろいろな意味で、内藤莞爾の末子相続の研究を、直接フォローすることは不可能になった。しかし、社会的事実が、外的な条件によって拘束されながら、内的な条件とのせめぎあいの中にみられるという視座は、相続慣行の研究に限らず、多様な社会学的研究の視座であることは紛れもない事実である。

#### [注]

- 1) 内藤の甌島調査の詳細に関しては、「内藤莞爾の社会学 その 2」『やまぐち地域社会研究』16号、2019年3月、10-11頁を参照のこと。
- 2) 末子相続調査の日程が、「末子」と書かれていたという笑い話になった手帳でもあれば、正確なものが作成できるが、ご家族にお尋ねしたところ、残念ながら手帳類は保存されていないようであった。
- 3) 内藤莞爾「九州50年よもやま話」『九州人類学会報』(九州人類学会)30、2003、1-3頁。
- 4) 前稿、2頁。
- 5) 内藤によると、風早八十二解題(日本評論社)を参照したとある。
- 6) 内藤莞爾「相続形態の試論的分析～いわゆる末子相続を基軸として～」『哲学年報』(九州大学文学部)第27輯、昭和43年、37頁。
- 7) 前稿、87頁。
- 8) 本書の刊行は、昭和47年度文部省科学研究費(研究成果刊行費)の補助を得てなされた。
- 9) それぞれの初出論文には、調査に協力した社会学研究室助手や大学院生の名前が記されている。、順不同ではあるが列記すると、野口英子、土居平、瓦井治代、内藤考至、坂本喜久雄、小川全夫、米沢和彦および内藤先生の次女・明代さんが記されている。私も昭和44年に助手に就任して以降、調査に同行した。「なお資料の集計・整理には三浦典子(現在、九大大学院修士課程)の協力をえた」とある。内藤莞爾「上五島キリシタンの家族分封」『哲学年報』第33輯、昭和49年、37頁。
- 10) 本書は、昭和53年度文部省科学研究費研究成果刊行費の補助を得て刊行された。
- 11) 内藤莞爾「五島列島のキリスト教系家族」『九州人類学会報』(九州人類学研究会)8、昭和56年、19-20頁。
- 12) 内藤莞爾『社会学論稿』御茶の水書房、昭和55年、383頁。
- 13) 内藤莞爾『末子相続研究前史——中川説の鹿児島への適用——』(私家本)1998年、102頁。
- 14) 内藤莞爾『いわゆる「末子相続論争」について 付論 不定相続に関する2.3の所見』(私家本)1999年、2頁。

所属：山口大学名誉教授

E-mail アドレス：[otani@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:otani@yamaguchi-u.ac.jp)